

第2回大阪IR（統合型リゾート）説明会 アンケートによる質問について

●受付件数 10件

	質問	回答
1	双方向の対話って何ですか？わかりやすく教えてください。	IRの実現に向けては、府民・市民の理解を深めていくことが重要であり、区域整備計画の認定後も府民・市民の理解促進に取り組んでいるところです。 地域との双方向の対話の場については、国の条件も踏まえて、従来のセミナー形式ではなく、区域整備計画の説明と質疑応答に特化した「説明会」として、多くの府民に参加していただけるよう、府内各地域において複数回開催することとしています。 今後も、事業の進捗に応じて、より効果的なものとなるよう、情報発信の内容の充実も図りながら、府民の理解が深まるよう取り組んでいきます。
2	1回目に比べて改善されたことは何だったのかを教えてください。	新たに、区域整備計画の認定に際して国から付された7条件への対応や大阪府、大阪市及び大阪IR株式会社において、令和5年9月28日に締結したIR関連協定等に関する資料の配付・説明を行うこととしました。
3	2018年に法案ができました。（ギャンブル依存症対策IR整備法） 今2023年、しっかり依存症対策をやると言ってもできていません。大阪では病院がありません。初診まで1.5～2か月待ち、入院できる病院もありません。オンライン・若年化で依存症者はうなぎのぼり。今対応できてない。 オンラインカジノも増えており取り締まりもできてない。警察庁がつくった「オンラインカジノは犯罪です」のポスターも貼られていない。こんなことではカジノはオンラインカジノのゲートウェイになります。 資料2の上部に書いていることと現実とは全く違います。このことについてどう思いますか？	「（仮称）大阪依存症センター」については、第1回の機能検討会議を5月29日に開催したところであり、来年夏頃までに具体的な機能について、取りまとめることとなっています。具体的なセンターの管理運営体制や人員配置等について、検討会議の結果を踏まえ、府市により検討することとしています。 治療体制の強化については、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」において、令和7年度までに、ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数を、25機関（R3年度末）から60機関まで増加させることを目標に取り組んでいるところです。 令和5年度は、ギャンブル等の問題に気づき、必要に応じて専門医療機関につなげることができる医療機関の裾野拡大をはかるため、ギャンブル等依存症の早期発見・介入等を行うための簡易介入マニュアルを作成し、一般医療機関を含めた医療機関の職員を対象とした研修等を通じて普及していくこととしています。 オンラインカジノについては、国会（令和4年6月1日衆議院予算委員会）において、総理も「違法なものであり、厳正な取り締まりを行う」と明言されていることから、国等において適正に対応されるものと認識しています。依存症対策という点では、府の担当部局において、府民に対し、オンラインカジノは違法であることの周知を行うなど、必要な対策を講じることとしています。

4	資料2 P.2 依存症への取り組みについて。高等学校などの生徒を対象とした啓発資材の作成、啓発ツールの作成、早期発見・介入の簡易マニュアルの作成とありますが、この作成にはどのようなメンバーが携わっているのですか？ せっかく作成する内容にまちがい等あればもったいないです。せめて我々ギャンブル依存症家族の会のような依存症に対して一番知識、経験値のある者を活用して欲しい、尋ねて欲しいと思っています。	いずれの啓発資材も、精神保健福祉センターである府こころの健康総合センターで作成を進めているところです。 高等学校などの啓発資材については、教育庁や教員向け研修で意見を聞きながら、作成しています。また、医療関係者や関係団体、当事者等に参画いただいている依存症関連機関連携会議ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会へ進捗を報告しています。 医療機関向けの簡易介入マニュアルの作成にあたっては、大阪精神科診療所協会の協力を得ながら作成を進めています。
5	そもそも中止の検討はしていないのか。いないとしたらその理由は。	I Rはポストコロナにおいてインバウンドを拡大させ、観光立国を実現するために必要不可欠なものであり、コロナ終息後の日本経済をけん引し、大阪・関西の持続的な成長のエンジンとなるものです。 大阪府市では、大阪・夢洲への世界最高水準の成長型I Rの誘致実現をめざし、府市一体で取り組みを進めており、大阪府議会・大阪市会での議決を経て、昨年4月に区域整備計画の認定申請を行ってきたところです。 本年4月には、国からの認定を受け、9月には事業者と実施協定等を締結したところであり、引き続き事業者と連携して大阪I Rの実現に向けて取り組んでいきます。
6	府・市に不利な内容の契約ではないですか。	IRの実現に向けて、事業者と適切にリスク分担を図りつつ、公共政策として、長期間にわたる安定的・継続的なIR事業の運営を確保していくことが重要と認識しています。 現在の状況等を踏まえ、実施協定においては事業前提条件による事業者の解除権を付すこととしていますが、基本的には事業が進められるものと認識しており、また、事業者が活動を行っていない場合の府の解除権を設定しています。 また、IRは事業者が自ら施設を設置し、運営するという民設民営の事業であり、本事業に係るリスクについては、需要変動リスクを含め基本的には事業者が負うこととするとともに、不可抗力や法令等変更などに対してもその措置を規定しているところです。 加えて、大阪市からの土地課題対策費用の支払いについては、解除権失効以降としており、さらには、事業者の帰責事由による実施協定等の解除の場合の返還義務を設定するとともに、地盤沈下対策などは市の負担となる部分を相当に限定するなど、事業者とのリスク分担を適切に行っているもので、IR実現に向けて、公民連携して引き続き取り組んでいきます。

7	府民・市民からの税金投入はないのでしょうか？	民設民営の IR 事業そのものに対して公金を投じるものではありません。 土壌汚染、液状化対策等の土地課題への対応については、IR 事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担するものですが、これは大阪の成長のために必要な投資と捉えており、IR 実現による大きなリターンによって十分回収が可能であり、さらには増税することなく、府民・市民の新たな財源の確保につながるものと考えています。 また、これは、造成した土地の売却・賃料収入等により事業を実施している大阪市の特別会計で負担するものであり、賃料収入等で回収していくため、府民・市民の税金で負担するものではありません。
8	IR の収益を府民に還元するとのことですが、それは夢物語ではないのですか。	大阪・夢洲での IR 立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、納付金や入場料を活用し、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興や地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていくこととしています。
9	賃料 428 円／㎡・月額 なんでこんなに安いのか？	IR 事業用地の賃料については、土地を所管する大阪港湾局が専門家である不動産鑑定業者に鑑定を依頼し、不動産鑑定業者が、それぞれ責任を持って、適正に評価したものであり、その後、大阪市不動産評価審議会における審議・承認を経た上で戦略会議において決定し、当該賃料を前提として事業者公募を進めてきたものであり、適切な考え方のもと、適正な手続を経て設定したものです。
10	土地代の算出（約）400 円／月の根拠は？	